

独立行政法人福祉医療機構の 平成20年度の業務実績の評価結果

**平成21年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会**

1. 平成 20 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

今年度における福祉医療機構の業務実績の評価は、平成 20 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標（平成 20 年度～平成 24 年度）の初年度（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成 19 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、国民からの意見募集も行い、評価を実施した。

(2) 平成 20 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、平成 20 年度には、独立行政法人創立 5 周年を機に経営理念を策定し、福祉と医療の民間活動を応援する理念を示したことにより、福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていくことを期待する。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや「経営基盤刷新」、「民間活動支援強化」、「経営支援強化」及び「広報戦略」の 4 つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られていることを評価する。

さらに、I S O 9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）においては、その運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS 内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成 19 年度に策定した業務・システム最適化計画の推進、一般競争入札等による随意契約の適正化の推進及び一般管理費等の経費の節減などに適切に取り組むなど、法人全体の業務運営の効率化が図られており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。

福祉医療機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即した社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献していることが認められる。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設、医療施設等に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施するなど、中期計画を踏まえて臨機応変な対応を行っている。

退職手当共済事業については、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策に努めたことにより、システム利用率が大幅に増加することとなり、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与していることが認められる。また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、44.8日となり中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績を上げるとともに、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。このように退職手当共済事業においては、電子届出システムの導入による利用者の事務負担の大幅な軽減を図ることにより、福祉医療機構における事務の効率化が推進されるとともに、退職手当金の給付までの日数の大幅な短縮が実現されるというプラスの相乗効果が認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると評価する。

これらを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力すべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

（1）法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

平成20年度においては、独立行政法人創立5周年を機に経営理念「民間活動応援宣言」が策定され、これにより福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていることが認められる。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られ、経営基盤の強化、民間福祉活動の支援強化、社会福祉施設・医療施設の経営の支援強化及び広報活動の効率化を進め、地域における福祉と医療の向上を目指す民間活動を積極的に支援しており高く評価する。

さらに、業務運営体制の整備及び組織のスリム化については、福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を新設するとともに、業務の実態を踏まえつつ課長ポストを4つ削減するなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進し、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。また、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を積極的に開催し、経営理念の策定などの重要案件に対し迅速的確に経営判断したほか、QMSに基づき業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を適切に実施していることを評価する。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 業務管理（リスク管理）の充実

QMSにおいては、その運用の効率化及び有効性の向上が図られており、QMS内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲向上を実現していることを評価する。

さらに、ALMシステムの活用等については、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握や財投機関債発行等のタイミングに合わせ分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、そのモデルの精度や活用性の向上を図っていることが認められる。また、個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実については、全職員に職員研修を実施し、個人情報保護・情報セキュリティの重要性について注意を喚起するなど、個人情報保護の適切な管理及び情報セキュリティ対策の充実を図っていることを評価する。

以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価するとともに、今後とも更なる業務改善活動の活性化を期待する。

（2）業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）を中心として、情報化統括責任者（CIO）補佐官よりIT動向等を踏まえた支援、助言を受けて、システムの効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化が図られており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。

また、情報化の推進及び情報システムの運用管理の向上を図るため、外部研修を

32 回受講するとともに、各業務の特性に応じて、CIO補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を44回実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることを評価する。

以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進によりコスト削減を達成するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、一般競争入札の促進及び再リースの活用等により、平成20年度予算（平成19年度予算と比べて3.1%節減）の節減目標を上回る8.7%の額を節減している。また、人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で14.6%の額を削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を実施し、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表しているなど、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることを評価する。なお、福祉医療機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、在勤地が大都市圏であること、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであることが認められる。管理職比率の高さについては、課長ポストを4つ削減するなど削減を図っているところであるが、今後も適正水準に向け削減が図られることを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、契約については原則一般競争入札等とし、件数割合で平成18年度では71%であったものを平成20年度では28%まで減少させており、着実に成果を上げ、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。また、契約に係る規程類については、平成20年4月に国の基準に準拠し規程が改正されており、適切に整備されていることを評価する。

以上のように、随意契約の適正化を着実に実施するとともに、一般管理費等について予算の縮減幅を上回る節減を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも、経費削減への継続的な努力や一般競争入札の更なる導入等により、引き続き、業務の効率性・経済性を向上させていくことを期待する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、国の政策と密接に連携し、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付けを行っており、貸付審査の実績587件（経営資金を除く。）のうち、522件（88.9%）が、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施（実績：30 件、291 百万円）するとともに、昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを実施（実績：45 件、2,170 百万円増額）していることを評価する。

さらに、協調融資制度については、平成 20 年度から対象範囲をこれまでの介護保険対象施設から福祉貸付事業全体に拡大し制度の充実を図るとともに、協調融資制度の積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、国の政策と密接に連携し、医療施設の地域格差の是正と機能の向上を図るために、病床等不足地域における病院・診療所の整備（130 件）、200 床未満の中小規模病院の整備（35 件）等への融資を行っている。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化や金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施（実績：151 件、5,439 百万円）するとともに、建築資材の高騰等により医療機関の建設費が当初予定を上回る事態に対応するため、標準建築単価の引上げ（1.3 倍）を実施（実績：61 件、3,294 百万円）していることを評価する。

審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 20 年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成 17 年度と比べて 13%縮減した予算（3,501 億円）に対して、実績は 1,576 億円と大幅に減少している。この主な要因としては、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けての投資意欲の減退が

あると考えられる。なお、福祉医療貸付事業は福祉医療機構の中核事業であり、今後の経済情勢や福祉・医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。

平成 20 年度末におけるリスク管理債権比率については、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等から、中期計画の目標値の 1.56%を上回る 2.97%となったところである。他の金融機関と比較しても低い水準を維持しているものの目標達成できていないことから、当委員会としては、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。

一方、福祉医療機構に求められている役割（使命）は、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を支援することであることから、引き続き、貸出条件緩和や経営指導等による積極的な支援についても期待する。

また、昨今の福祉施設や医療施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、福祉医療機構からの借入金の返済分を地域の民間金融機関から経営資金として融資を受けている可能性もあることから、今後、地域金融機関との連携強化を図ることが望まれる。

④ 福祉医療経営指導事業

平成 20 年 4 月から福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を創設するなど、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業を推進するための取組みが進められていることが認められる。

集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動の実施やカリキュラムの改編等を実施し、セミナーの延べ受講者数等の中期計画の目標値を上回る実績をあげ、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供している。また、個別経営診断については、東京都からの受託業務もあり、年度計画の目標値 280 件を上回る 1,142 件を診断し、施設の健全経営を支援していることを評価する。

さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保していることを評価する。

以上のように、民間の社会福祉・医療施設経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施し、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後は、更なる職員の専門性の向上を図り、経営改善支援事業による施設の安定経営の支援を期待する。

⑤ **長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）**

当該事業における助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で幅広く募集を実施するとともに、国民のニーズに即し、重点助成分野の大幅な見直しをする等、助成事業の固定化回避に対応しており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、助成終了後も事業を継続している割合は、平成 18 年度分助成事業で 92.7%と中期計画の目標値 85%を大きく上回り、独創的・先駆的事業等への助成割合についても、82.0%と中期計画における目標値 80%を上回っている。さらに、助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は 20.4 日となり、中期計画の目標値 30 日以内で処理している。

基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用収益を確保するとともに、安全で安定的な運用収益を確実にあげるための運用方法を検討していることを評価する。

以上のように、透明で公正な助成の実施が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き重点助成分野を見直すなど、社会情勢を踏まえた国民のニーズにあった事業への助成を期待する。

⑥ **長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）**

事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施しており、特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により 126 事業へのヒアリング評価を実施している。また、事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度の継続的な業務改善（P D C A サイクル）を実施している。さらに、特に評価の高かった事業等については、全国 3 か所で行った事業報告会や平成 20 年度から福祉医療機構のホームページにて運用を開始した電子図書館において、助成事業等の全国的な普及を実施していることを評価する。

民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、専門性の向上を目的とした勉強会を 8 回実施するとともに、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取組みの現状や課題について意見交換を実施するなど、職員の専門性を高める取組みを積極的に実施していることを評価する。

以上のように、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑦ 退職手当共済事業

平成 20 年度においては、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策を図り、新たに 2,173 法人がシステムの利用登録を行い、システム利用率は平成 20 年度の 62%から平成 21 年度は 75%と大幅に増加し、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したと考えられる。なお、平成 20 年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ約 74 万人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて 10 分の 1 以下に抑制することができている。この結果、利用者の事務負担を軽減するとともに、福祉医療機構における事務の効率化も図られ、業務コストもシステム導入前に比べ、約 38 百万円削減することができ、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取組んだ結果、44.8 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても 16.9 日の短縮を実現している。

以上のように、電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑧ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 19 年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表していることを評価する。

また、心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うための基本ポートフォリオを外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の審議を経た上で策定（4 月）し、運用を実施したところである。

繰越欠損金（平成 19 年度末 489 億円）については、平成 20 年 4 月の制度改正により解消される見通しであったが、昨年 9 月のリーマン・ショックに端を発する急激な景気後退により、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保したものの、目標収益率を確保することができず、平成 20 年度末において 112 億円が解消に至っていない。繰越欠損金の解消については外的要因によるところが大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力をするよう求める。今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。

なお、毎年度実施している財務状況の検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うことを期待する。

⑨ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

当該事業においては、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供し、更には福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換や介護報酬改定に関する情報を収集・集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上が図られており、満足度指数は 90.4%と中期計画の目標である 90%以上を確保している。また、利用機関登録数は、福祉医療貸付事業の貸付先が提出する「事業報告書等」について、WAM NET基盤を活用した電子届出を活用できることとしたため、約 1,500 法人が利用機関登録を行うなど、年度計画の目標である 68,000 件を上回る 69,754 件を確保している。なお、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）は、前年度（15,686 万件）を約 5,000 万件上回る 20,831 万件と約 1.3 倍に増加し、利用者ニーズに十分対応していると評価できるが、アクセス件数は、年度計画の目標である 1,400 万件を若干下回る 1,354 万件であった。

業務・システム最適化計画に基づいたWAM NET事業のシステム刷新に向けては、次期システムの設計・開発業務についての経費の節減及び公平・透明性の確保のため、平成 20 年 11 月に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、コストの削減、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者の選定を行っている。

以上のように、一般競争入札によりコスト削減を図っていることについては評価できるが、依然として費用面での課題がある。

WAM NETは、医療福祉関係者、一般市民、学生など多くの利用者が活用しており、国民からの関心・期待も非常に高い事業である。今後は、より一層の費用削減の検討を行うとともに、本来業務に支障の生じない範囲において自己収入の確保に努めることを期待する。また、提供する情報の質の向上についても検討を進め、民間ではできない福祉医療機構ならではのコンテンツ及び機能の充実を図ることを期待する。

⑩ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、平成 20 年度から独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期末処分利益を確保している。

また、利用者の利便性に配慮するとともに、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成 21 年度の実施に向け厚生労働省等関係機関と協議検討を行っている。さらに、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構

のホームページやリーフレット等による広報を実施していることが認められる。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、今後、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成 21 年度に速やかに実施し、利用者の生活の安定を支援することを期待する。

⑪ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の確認、保証機関の保証履行能力の評価、保証人の状況調査、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握、受託金融機関への指導強化等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図っていることが認められる。

また、解散等予定の住宅生協に対する福祉医療機構債権について全額回収するとともに、ローン返済困窮者及び災害の被災者等に関して返済条件の変更措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っていることを評価する。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務については、整理合理化計画に基づき、平成 20 年度から業務が休止されたところであるが、休止に当たっては、福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止が図られていると認められる。

（４）財務内容の改善等について

平成 20 年度においては、全勘定において当期利益を確保している。なお、保険勘定における繰越欠損金については、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことで、着実に解消を図っていくことに努めるべきであり、当該解消が困難であると判断するに至ったときは、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

また、一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 20 年度予算の縮減幅を上回る額を節減し、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、予算額を上回る自己収入を確保し、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることが認められる。

なお、財投機関債の発行については、ＩＲ（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（48 件）するとともに、市場環境に沿った適切な発行条件を設定することにより円滑な資金調達を行うことができたことを評価する。

さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づ

き適切に対応を図るとともに、その他の保有する資産についても利用状況等の確認を実施していることが認められる。

以上のように、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（５）その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、人事評価結果を昇給に適切に反映させる仕組みとするため、平成 20 年 4 月から新たな昇給制度（査定昇給制度）を導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進しており、これにより職員の意識改革及び職員の士気の向上が図られていると認められる。また、人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて 22 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施していることを評価する。

さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行うとともに、職員数の抑制を図った結果、平成 20 年度末の常勤職員数は 250 人、期初の常勤職員数の 83.6% となり、年度計画を達成していることを評価する。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（６）「独立行政法人整理合理化計画」「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

一般管理費、人件費及び業務経費の節減、財投機関債の発行については、上記（４）で評価したとおり、独立行政法人整理合理化計画等の指摘に対し適切に対応していることが認められる。

また、保険勘定における繰越欠損金については、平成 20 年 4 月の制度改正により解消される見通しであったが、平成 20 年度においては、急激な景気悪化等の影響により目標収益率を確保することができず、年度末において 112 億円の繰越欠損金が解消できなかった。その解消については、外的要因による影響が大きいですが、今後は外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことで着実に解消を図っていくべきであり、解消が困難であると判断するに至ったときは、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

独立行政法人整理合理化計画で指摘された宿舍の売却については、平成 20 年度中に売却に係る入札を行っており、指摘に基づき適切に対応していることが認められる。しかし経済不況の影響を受け、不調に終わっているため、今後、宿舍売却の媒介業務の受託業者とも協議し、不動産マーケットの状況を勘案しつつ適切な売却を行うべきである。

また、公庫総合運動場についても既に共有法人と協議のうえ、福祉医療機構の持分を売却する方針を決定しており、指摘に基づき適切に対応していることが認められる。

③ 人件費管理について

平成 17 年度との比較で 14.6%の人件費を削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を実施し、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表しているなど、独立行政法人整理合理化計画の指摘に適切に対応していることについて評価する。

一方、在勤地が大都市圏であることや管理職比率が高いこと等といった定量的な理由に基づくものの、給与水準は国に比べて高くなっているのが現状である。

今後は、国の給与改定状況等を注視しつつ、管理職ポストの削減など必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成 24 年度における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントとするよう努めるべきである。

④ 契約について

平成 19 年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、契約については原則一般競争入札等とし、件数割合で平成 18 年度では 71%であったものを平成 20 年度では 28%まで減少させており、独立行政法人整理合理化計画等の指摘に適切に対応していることが認められる。また、契約に係る規程類については、平成 20 年 4 月に国の基準に準拠し規程が改正され、適切に整備されており評価する。

平成 21 年度末で随意契約見直し計画を達成することが見込まれており、その実施を期待する。

⑤ 内部統制について

QMS 内部監査により継続的に業務改善活動を推進していること、信用リスクモデル分析を実施し、そのモデルの精度や活用性の向上を図っていること、個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策のため、全職員に職員研修を実施していること等から、業務におけるリスク管理の充実を図っていることを評価する。

今後も経営の健全性を高めていくためには、内部統制・リスク管理の有効性が確

保される体制の一層の整備に努めることが必要である。

⑥ 関連法人について

関連法人との取引内容、取引の妥当性等について、監事及び会計監査人による監査を厳格化していることに加え、再就職や取引等の情報開示の状況を監査でチェックしていることが認められ、独立行政法人整理合理化計画等での指摘に対応していると評価する。

⑦ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組について

平成 20 年度の業務実績において計画の達成に至らなかった福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権比率については、昨今の福祉施設、医療施設の経営環境の著しい悪化に加え、100 年に一度といわれる経済情勢の悪化により、目標に達することはできなかった。今後、貸付先のフォローアップを強化する等、リスク管理債権比率の抑制を図るために一層取組み、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。

⑧ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

平成 20 年度には、経営理念が策定され、職員間の目標の統一・共有化が図られている。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや4つのプロジェクトチームを立ち上げ、業務間の連携強化が図られている。

また、平成 19 年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現しており、業務改善のための役職員のイニシアティブ等の発揮について積極的に取り組んでいると評価する。

⑨ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点について説明を受け、これら検討点も踏まえて、各評価項目について評価を行った。